



# 北 広 島 町 管 内 図



平成十七年二月作成

# 特 記 仕 様 書

## 第 1 章 総則

### 第 1 節 適用

本特記仕様書に記載のない事項については、広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和 6 年 8 月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）」によるものとする。

### 第 2 節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、第 2 節(1)に該当し、現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第 1 号に必要な書類を添付して、他の公共工事（道路維持修繕業務委託（路線委託）（以下「路線委託」という。）を含む。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
  - (1) 兼務する工事が公共工事であること
  - (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め 5 件（災害復旧工事及び路線委託に係る件数を除く。）以内であること
  - (3) 兼務する工事箇所が全て北広島町内であること
  - (4) 兼務する工事が北広島町発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
  - (5) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができることなお、(4) に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。  
また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。
- 2 受注者は、請負金額が 4,000 万円（建築一式工事にあたっては、8,000 万円）以上に該当し、工事箇所が 10Km 程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第 1 号に必要な書類を添付して、他の公共工事（路線委託は含まない。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
  - (1) 兼務する工事件数が本件工事を含め 2 件以内であること
  - (2) 兼務する工事箇所が全て北広島町内であること
  - (3) 兼務する工事が北広島町発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
  - (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができることなお、(3) に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。  
また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。
- 3 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は様式第 2 号により、承認しない場合は様式第 3 号に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
- 4 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、様式第 4 号により、その承認を取消すものとする。

- (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
  - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（北広島町の休日を定める条例（平成17年北広島町条例第2号）第1条に規定する休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
  - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
  - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
  - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
  - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
- 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

※ 様式については、北広島町のホームページに掲載している。

「北広島町 HP>事業者向け情報>入札・契約>入札・契約、施工関係\_\_各種様式集」建設工事請負契約約款様式

<https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/soshiki/4/1167.html>

### 第3節 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

- 1 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という）の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
  - (1) 建設業法施行令第28条第1項で定める者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること
  - (2) 監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同一であること
  - (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
  - (4) 特例監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
  - (5) 特例監理技術者が兼務する工事の施工箇所は、北広島町内かつ工事箇所の間隔が10km程度であること
  - (6) 特例監理技術者は施工に係る主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること
  - (7) 特例監理技術者は監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制とすること
  - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること
- 2 特例監理技術者を配置する場合には、前項（6）（7）（8）を確認するため、各施工計画書に業務分担、連絡体制等を記載すること

### 第4節 建設副産物

本工事における建設副産物については、広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版」『第1編第1章第2節1-1-2-11 建設副産物』のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

#### 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファル

ト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

## 2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次の URL を参考に作成すること。

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

## 3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

## 4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

## 5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

(1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。

イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

## 6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

## 7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

## 8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土の搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。

13 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の（1）から（4）のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する 9（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理課にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- (4) 9 の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

## 第 2 章 施工条件

### 第 1 節 盛土

流用土（工事内流用）

本工事の施工により発生する土のうち、108.0m<sup>3</sup>（地山土量）については当該工事の施工に流用するものと見込んでいる。

### 第 2 節 その他

漁業協同組合の同意

本工事着手前に漁業協同組合の同意を得ること。

## 第3章 設計金額

### 第1節 排出ガス対策型建設機械の使用促進

広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版」『第1編第1章第1節1－1－1－33 環境対策』で使用を義務付けている排出ガス対策型建設機械においては、排出ガス対策型（第2次基準値）以上の建設機械の使用に努めること。

なお、使用する排出ガス対策型建設機械について、基準値による設計変更は行わない。

## 第4章 その他

- 1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 2 近接の別工事等の影響により工期内の完了が危ぶまれる可能性が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。
- 3 仮設工については任意とする。

| 本 工 事 費 内 訳 書              |     |    |     |     |        |     |
|----------------------------|-----|----|-----|-----|--------|-----|
| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目      | 数 量 | 単位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
| 本多農地                       | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 土工                         | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 掘削 小規模<br>土砂 標準            | 91  | m3 |     |     | 第 1 号  |     |
| 床掘り<br>土砂 小規模              | 8   | m3 |     |     | 第 2 号  |     |
| 埋戻<br>人力はね付け+まき出し          | 2   | m3 |     |     | 第 3 号  |     |
| 機械併用盛土<br>機械投入 + 振動コンパクタ   | 90  | m3 |     |     | 第 4 号  |     |
| 購入土 (工場渡し)                 | 11  | m3 |     |     | 第 5 号  |     |
| 法面工                        | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 法面整形<br>盛土部 け質土、砂及び砂質土、粘性土 | 70  | m2 |     |     | 第 6 号  |     |
| 芝付工<br>全面張 人工芝 (幅100cm程度)  | 70  | m2 |     |     | 第 7 号  |     |
| 畦畔上工                       | 9.8 | m  |     |     | 第 8 号  |     |
| 土留工                        | 1   | 式  |     |     |        |     |

| 本 工 事 費 内 訳 書              |     |     |     |     |        |     |
|----------------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目      | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
| ふとんかご 設置<br>階段式 50cm×120cm | 28  | m   |     |     | 第 9 号  |     |
| 止杭打込                       | 14  | 本   |     |     | 第 10 号 |     |
| 暗渠排水工(排水管及び被覆材)            | 1   | 式   |     |     |        |     |
| 暗渠排水管 据付<br>直管 50～150mm    | 4.6 | m   |     |     | 第 11 号 |     |
| フィルター材<br>再生クラッシュ RC-40    | 0.4 | m3  |     |     | 第 12 号 |     |
| 直接工事費計                     |     |     |     |     |        |     |
| 共通仮設費計                     | 1   | 式   |     |     |        |     |
| 共通仮設費(率化)                  | 1   | 式   |     |     |        |     |
| 共通仮設費率分                    | 1   | 式   |     |     |        |     |
| 純工事費                       | 1   | 式   |     |     |        |     |
| 現場管理費                      | 1   | 式   |     |     |        |     |
| 工事原価                       | 1   | 式   |     |     |        |     |

| 本 工 事 費 内 訳 書         |     |    |     |     |        |     |
|-----------------------|-----|----|-----|-----|--------|-----|
| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
| 一般管理費等                | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 工事価格                  | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 消費税等相当額               | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 合計                    |     |    |     |     |        |     |
|                       |     |    |     |     |        |     |
|                       |     |    |     |     |        |     |
|                       |     |    |     |     |        |     |
|                       |     |    |     |     |        |     |
|                       |     |    |     |     |        |     |
|                       |     |    |     |     |        |     |
|                       |     |    |     |     |        |     |
|                       |     |    |     |     |        |     |
|                       |     |    |     |     |        |     |

平面図  
S=1:500

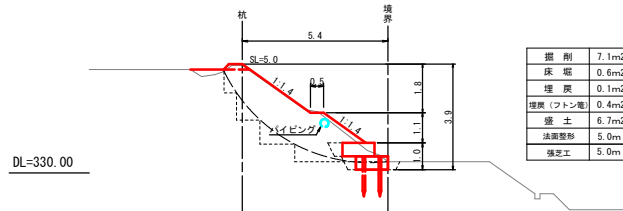


面積 (CAD面積測定による)

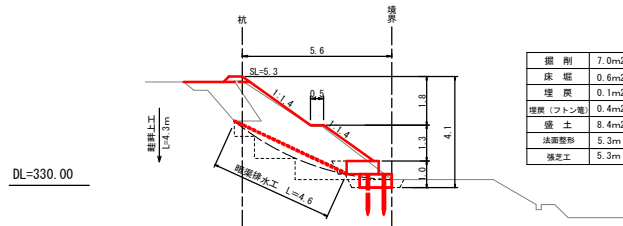
|    |                       |
|----|-----------------------|
| 1  | 827.56 m <sup>2</sup> |
| 2  | 827.56 m <sup>2</sup> |
| 3  | 827.56 m <sup>2</sup> |
| 平均 | 827.56 m <sup>2</sup> |

横断面図  
S=1:100

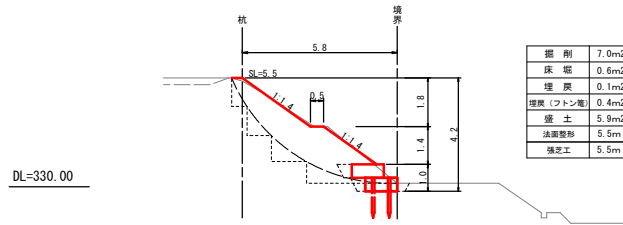
SECT 14.0  
GH=334.02  
FH=334.07



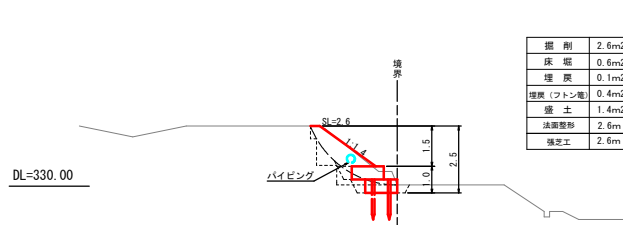
SECT 8.5  
GH=333.90  
FH=334.07



SECT 3.5  
GH=333.95  
FH=334.07



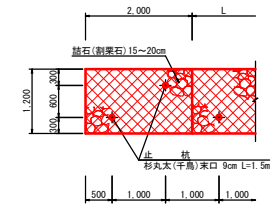
SECT 0.0  
GH=330.05  
FH=332.25



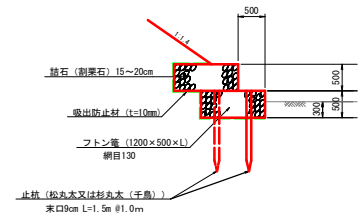
構造図  
S=1:50

フトン管

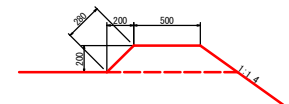
平面図



側面図



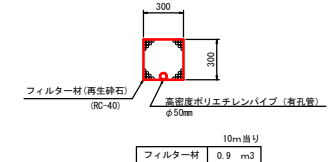
畦畔工 S=1:20



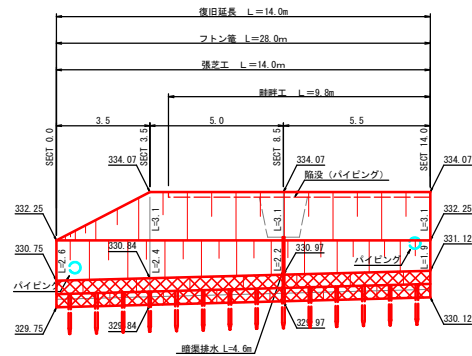
数量表 10m当り

|      |                    |
|------|--------------------|
| 法面整形 | 7.8 m <sup>2</sup> |
|------|--------------------|

暗渠排水 S=1:20



展開図  
S=1:100



|       |                                         |      |   |
|-------|-----------------------------------------|------|---|
| 工事名   | 令和6年11月1日～11月2日豪雨災害<br>(令和6年11月1日～2日発生) |      |   |
| 図面名   | 本多農地 (田) 計画図                            |      |   |
| 作成年月日 | 令和 年 月 日                                |      |   |
| 縮尺    | 図示                                      | 図面番号 | 1 |
| 会社名   | 広島県土地改良事業団体連合会                          |      |   |
| 事務所名  | 北 広 島 町                                 |      |   |